エネルギー回収型廃棄物処理施設 整備工事及び運営事業

落札者決定基準

2019年5月



目 次

1	一般概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
2	総合評価一般競争入札の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1) 落札者決定の審査手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2) 審査の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	入札参加資格の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1) 審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2)審査する内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	技術対話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	提案書類の基礎審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1)審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2) 審査する内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	提案書類及び入札価格の総合審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1)総合審査の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2) 審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	3) 特定要求事項の審査項目及び配点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	4) 提案書類 (特定要求事項) の得点化の基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	5)審査項目に対する評価の視点、区分及び配点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	6) 定量評価の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	7) 入札価格の評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	8) 総合評価点数の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	落札者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

1 一般概要

宇城広域連合(以下「連合」という。)は、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び 運営事業(以下「本事業」という。)を実施する。これらの整備工事や運営事業には、専門的 な技術やノウハウの保有が必須となることから、民間事業者の選定に当たっては、価格及び 価格以外の技術的な要素(以下「提案書類」という。)を総合的に評価することによって落札 者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この落札者決定基準は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2及び宇城広域連合一般廃棄物処理施設整備工事に係る総合評価落札方式実施要綱(平成27年宇城広域連合告示第13号)第5条の規定に基づき、入札に参加しようとする者から提案された提案書類を、可能な限り客観的に評価して優秀提案者を選定するための基準を示すものである(以下、入札に参加するため参加表明書及び参加資格申請書類を提出する者を「参加表明者」、参加表明者のうち参加資格審査を通過した者を「入札参加者」という。)。

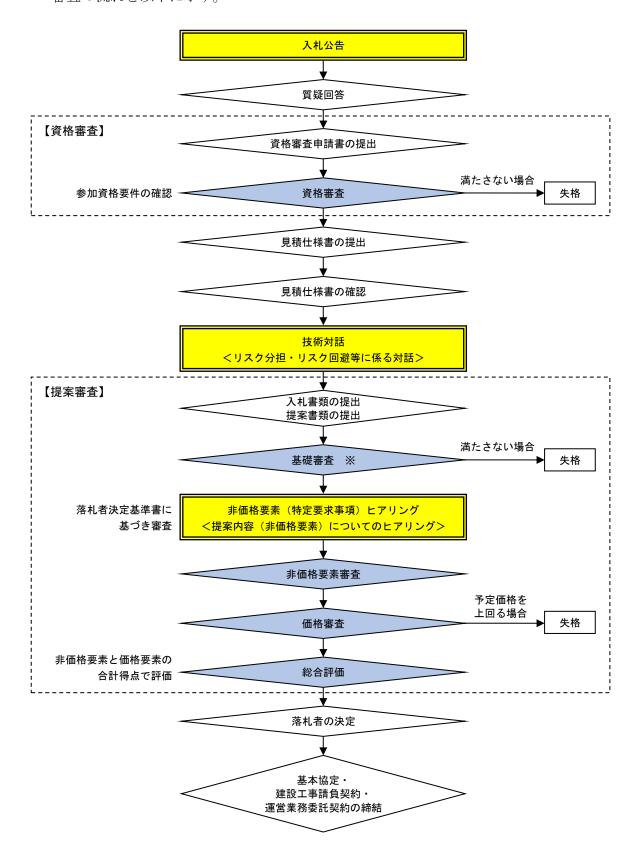
2 総合評価一般競争入札の概要

1) 落札者決定の審査手順

本事業に係る入札参加資格の審査から、落札者決定までの審査手順は次のとおりとする。

- ① 入札参加資格の審査
- ② 見積仕様書の確認・技術対話
- ③ 提案書類の基礎審査
- ④ 提案書類及び入札価格の総合審査
 - ・提案書類(特定要求事項)の審査
 - ・入札価格の確認
 - 入札価格の審査
 - ・総合評価点数の算出
 - ・優秀提案者の選定
- ⑤ 落札者の決定

2)審査の流れ 審査の流れを以下に示す。



※基礎審査:要求水準書に示されている基本内容の確認 等

3 入札参加資格の審査

1) 審查方法

本事業の入札参加を希望する者から提出される資格審査申請書等をもとに、参加表明者 が、備えるべき参加資格要件(以下「入札参加資格要件」という。)を満たしているか審査 を行う。審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

2)審査する内容

参加表明者が入札参加資格要件を満たしていること。

4 技術対話

入札参加資格審査に合格した入札参加者から提出された見積仕様書について、書類授受による質疑を行い、要求水準書の基礎的な要求事項を満足するものであることの確認を行う。 こののち、見積仕様書を提出した入札参加者にヒアリングを行い、リスク分担・リスク回避、設計仕様等に係る基本的な考え方を統一した上で、提案書類の提出を求める。

5 提案書類の基礎審査

1)審查方法

見積仕様の確認及び技術対話を経た入札参加者から提出された提案書類について、その 後の審査に支障がないことを確認する。この結果、「2)審査する内容」に合致しない場合 は失格とする。

2) 審査する内容

- ① 入札説明書に示した提出書類が全て揃っていること。
- ② 提出書類が入札説明書に示した方法で提出されていること。
- ③ 要求水準書に対する重大な不整合(性能に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案、提案事項の齟齬・矛盾等)がないこと。

6 提案書類及び入札価格の総合審査

1)総合審査の基本方針

本事業の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の得点化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

2) 審査の方法

宇城広域連合一般廃棄物処理施設整備工事に係る総合評価委員会(以下、「総合評価委員会」という。)は、入札参加者から提出された提案書類の特定要求事項の内容及び入札価格について評価点を算出し、それらを合計した総合評価点数の最も高かったものを、優秀提案者として選定する。

① 提案書類(特定要求事項)の審査

提案内容について、落札者決定基準書に示す得点化の基準に基づき、評価点の算定を行う。なお、評価点の算定に当たって入札参加者によるプレゼンテーションを実施する。

② 入札価格等の確認

入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は失格とする。また、宇城広域連合低入札価格調査実施要領に基づき、実施するものとする。

③ 入札価格の審査

入札価格について、落札者決定基準に示す得点化の算定式に基づき評価点数の算定を行う。

④ 総合評価点数の算出

提案書類の特定要求事項の評価点と入札価格の評価点を合計して総合評価点数を算出する。

⑤ 優秀提案者の選定

総合評価委員会は、総合評価点数の最も高い者を優秀提案者として選定する。 なお、総合評価点数が最も高い提案が複数以上ある場合は、価格点が最も高い提案 を優秀提案者とする。価格点も同点である場合は、価格点のうち運営費に係る点数が 高い提案を優秀提案者とし、建設費と運営費に係る点数も同点である場合は、当該入 札事務に関係ない連合職員がくじを引き、順位を決定する。

3) 特定要求事項の審査項目及び配点

審査項目の配点の概要は、次のとおりとする。

第1表 配点の概要

提案書類 (特定要求事項)	住民にとって安心・安全な施設に関する事項	200点
	ごみを安定的に処理できる施設に関する事項	125点
	環境にやさしい施設に関する事項	115点
	環境教育の拠点となる施設に関する事項	60点
	地域特性に配慮した計画に関する事項	100点
	小 計	600点
入札価格の評価点		400点
	1,000点	

4) 提案書類(特定要求事項)の得点化の基準

提案書類の特定要求事項の内容に対し、第2表のA~Eの5段階評価基準に従い評価を 行うものとする。

総合評価委員会での審議を経て、第3表の評価項目ごとに評価を行い、配点は各委員の 評価率を乗じた点数の平均値(小数第三位を四捨五入)を入札参加者の得点とする。

ただし、委員のうち最高の評価をした者と最低の評価をした者の評価(点数)は含まないこととする。

第2表 提案書類(特定要求事項)の評価基準

	評価段階	評価基準	点数化方法
優	A	当該評価項目において、要求水準書の内容を超える入札参加者独自の実現可能な優れた提案があり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×1.00
	В	当該評価項目において、要求水準書の内容を的確に理解 し、具体的・現実的な提案が記載され、大きな効果が期待 できる。	配点×0.75
	С	当該評価項目において、要求水準書の内容を理解した提案 が認められ、一定の効果が期待される。	配点×0.50
↓	D	当該評価項目において、要求水準書の内容に対して最低限 の提案はなされているものの、具体的な提案は行われてお らず、効果はあまり期待できない。	配点×0.25
劣	Е	当該評価項目において、要求水準書の内容が十分理解され ておらず、提案された内容では効果が期待できない。	配点×0.00

5)審査項目に対する評価の視点、区分及び配点 審査項目に対する評価の視点、区分及び配点は以下のとおりとする。

第3表 特定要求事項 施設整備の基本方針に対する計画の審査項目及び配点表

審査項目						
大項目	中項目	評価項目	- 評価の視点 	対応様式	酉	点
1. 住民にとって安心・安全な施設に関する事項	(1)環境保全への対応	①周辺地域に対して、工事施工中の影響を抑制するため の方策	▶工事施工中における騒音対策に対する工夫点▶工事施工中における振動対策に対する工夫点▶工事施工中における粉じん対策に対する工夫点▶工事施工中における道路汚染・損傷防止策に対する工夫点		2 0	
		②施設稼働時に各種公害防止基準(排ガス、騒音、振動、悪臭、焼却残渣)を遵守するための方策	▶下記の項目に対して設計・運転制御上における工夫点●排ガス基準●騒音・振動基準●悪臭基準●焼却残渣(ダイオキシン類)基準	様式 11-2	2 0	
		③運営期間中の二酸化炭素排出量削減のための方策	▶二酸化炭素排出量(定量評価)※第4表		1 5	•
			⇒設備・装置の選定及び構成上における工夫点>運転制御・管理上における工夫点		1 5	
	(2)災害防止への対応	①工事施工中及び運営期間中の自然災害に対する対策	▶下記の項目に対して工事施工中・運営期間中それぞれの対策の工夫点●地震対策●火災対策●台風対策●強風対策(高速道路や高圧線への飛散防止対策)	様式 11-3	11-2 2 0 1 5 1 5 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1	
	(3)安全性の確保	①工事施工中の工事車両、既存施設への収集運搬車両、 搬出車両及び一般来場者に対する安全確保等に関する 方策	▶工事施工中の車両動線、車両渋滞防止策についての工夫点▶車両、場内作業者及び一般来場者への安全確保に向けた工夫点		1 0	
		②運営期間中の搬入出車両の混雑対策及び通行時の安全性に対する方策	▶運営期間中の車両動線、車両渋滞防止策についての工夫点▶ごみ処理施設及びリサイクルプラザへの円滑・安全な誘導についての工夫点▶リサイクルプラザからの残渣等を搬出するための車両が来場した際の連絡方策	様式 11-4	1 0	200
		③運営期間中における想定されるトラブルとその対応に 関する方策	>交通事故等車両の接触によるトラブルに対しての対策>料金徴収やプラットホーム等持ち込み者とのトラブルに対しての対策>トラブルにより施設停止を回避するための対策		1 0	
		④外乱による設備の故障や電気制御・通信システムに関 する障害が発生しにくくするための方策	▶設備・装置の選定及び構成上における工夫点▶運転制御・管理上における工夫点		1 0	
	(4)防災場所としての対応	①災害発生時の防災拠点としての機能に対する方策		様式 11-5	2 0	
	(5)事業・運営実施に当たっての信頼性	①工事工程を遵守するための方策	▶工事計画を立案するための工夫点▶工程を遵守するための工夫点		1 0	
		②他施設の運営期間中におけるトラブルを踏まえた方策	▶過去の設備上の問題を踏まえた方策▶過去の運営管理上の問題点を踏まえた方策		1 0	
		③運営管理体制の方策	▶円滑に施設を運営管理するための全体組織体体制の構築▶健康管理等を考慮した有資格者、人員の配置	様式 11-6	1 0	
		④運営期間中の事業継続性 (BCP) に関する方策	▶運営期間中に想定される各種トラブルについて適切な対応の構築] [1 0	
		⑤特別目的会社(SPC)の経営安定化に向けた方策	➤SPCの経営安定化のためのサポート体制の構築 ➤適切なリスク管理体制の構築 ➤収支安定のための工夫点		1 0	

	審査項	[目	部件の担よ	41 to 145 -15	TE-	1 .H .	
大項目	中項目	評価項目	- 評価の視点 	対応様式	四口	已点	
2. ごみを安定的に処理できる	(1)ごみ処理の安定性	①短期間(半日~1日程度)及び長期間(年単位)での	▶短期間におけるごみ質変動に対する工夫点		1 5		
施設に関する事項		ごみ質変動に対応するための方策	▶長期間におけるごみ質変動に対する工夫点		1 5		
		②低負荷時運転時に対応するための方策	▶低負荷時に安定的な発電を行うための工夫点		2 0		
		③定期点検・補修時において、工期の短縮や安定的な操	▶定期点検・補修時における工期の短縮に向けた方策	7			
		業に対する方策	▶定期点検・補修時において稼働中のごみ焼却炉の安定稼働及び安定発電に		2 0		
			向けた方策	 			
		④運営期間中、リサイクルプラザを安定して稼働させる	▶リサイクルプラザへ安定して給電、給水するとともに、排水処理できるよ	様式 11-7			
		ための方策	うな方策		2 0	1 2 5	
			▶ごみ処理施設において発電ができない場合(全炉停止期間等)において、		2.0		
			リサイクルプラザが安定して稼働できるような方策				
		⑤施設の長期使用(35年以上)を実現するための方策	▶施設を長期使用するための設計上の工夫点	7	0.0		
			▶施設を長期使用するための運営管理上の工夫点		3 0		
	(2)災害時の処理の安定性	①災害時に可燃ごみを処理しながら搬入される災害ごみ	▶災害ごみを安定的かつ迅速に処理するために 180 日以上の連続運転を実現				
		を安定的かつ迅速に処理するために 180 日以上の連続	するための方策	様式 11-8	2 0		
		運転を行うための方策	▶災害時の一般可燃ごみと災害廃棄物を同時処理するための方策				
3. 環境にやさしい施設に関す	(1)周辺環境との調和	①周辺環境との調和を考慮したコンセプト、意匠に対す	▶敷地条件、周辺環境を踏まえた施設コンセプトが適切に提案されているか	送土11 0	0.0		
る事項		る方策	▶周辺環境との調和を図る上での意匠の工夫点	様式 11-9	2 0		
	(2)循環型社会への貢献	①工事施工中(既存施設の一部解体撤去・新設、土工事	▶発生した廃棄物について、極力再資源化を図るための工夫点	様式 11-10 1			
		を含む)に生じた廃棄物の再資源化を図るための方策				1 5	
		②エネルギー回収率の向上と有効利用のための方策	▶エネルギー回収率(定量評価)※第5表		1 5		
			▶エネルギー回収率を向上させるための設計上・維持管理上の工夫点				
			▶売電量を向上・安定化させるための工夫点			$\begin{bmatrix} 1 & 5 \\ & & \end{bmatrix}$	1 1 5
		③焼却灰及び飛灰の搬出量を低減させるための方策	▶焼却灰・飛灰の搬出量(定量評価)※第6表		1 5		
			▶焼却灰量を低減させるための工夫点				
			▶飛灰量を低減させるための工夫点		1 5		
		④セメント原料化に適した性状を維持するために、ごみ	▶セメント原料化に適した性状を維持するために、ごみ質が変動しても焼却				
		質が変動しても焼却灰及び飛灰の性状を安定化するた	灰及び飛灰の性状を安定化するための方策		2 0		
		めの方策					
4. 環境教育の拠点となる施設	(1)環境教育への貢献	①効率的かつ継続的な環境教育を実践できる施設とする	▶リサイクルプラザとの連携が図られた方策		0.0		
に関する事項		ための方策	▶展示や環境教育プログラムについての提案	£ \	3 0		
		②見学者が環境とごみ処理の関係について学習できるた	▶ごみ処理あるいは環境保全等について理解できるようにするための工夫点	様式 11-11	0.0	6 0	
		めの方策	▶見学者が安全に見学できるための工夫点		3 0		
5. 地域特性に配慮した計画に	(1)地域貢献への配慮	①工事施工中において、連合圏内における事業者の活用	▶工事施工中における連合圏域内への資材等の発注金額(建設費に対する割		0.0		
関する事項		及び資材の調達についての方策	合)		2 0		
		②運営期間中において、連合圏内における事業者の活用	▶運営期間中における連合圏域内への資材等の発注金額(運営費に対する割				
		及び資材の調達についての方策 合) >地元業者の育成・技術力向上への提案		2 0			
			▶地元業者の育成・技術力向上への提案	様式 11-12		100	
		③運営期間中において、連合圏内からの雇用についての	▶運営期間中における雇用計画についての提案			0 -	
		方策	l	3 0			
	④地域住民と良好な関係を構築するための方策 ▶焼却するだけでな	▶焼却するだけでなく多目的に利用できる施設とするための提案	7	3.0			
			▶地域住民に事業について理解を得るための工夫点		3 0		

6) 定量評価の基準

定量評価における評価の基準、評価段階は以下のとおりとする。

第4表 二酸化炭素排出量の評価方法

審查項目 年間二酸化炭素排出量

審查方法

廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアルの「一般廃棄物焼却施設 における CO₂排出量の目安」に沿って算出して基準値及び定量化限度値を設ける。

基準値は、処理能力(最大95t/日)より算出した345 kg-CO₂/tと設定する。

定量化限度値は、基準値に対して 10.0%削減した 310 kg-C0₂/t と設定する。

定量化限度値(310 kg-CO₂/t)以上の削減を提案したものに評価率100%を付与し、基準値 の 2.5%以上 5.0%未満を提案した者は 25%付与する。基準値(345 kg-CO₂/t) に対する排出 量の削減率は小数第3位を四捨五入した値とする。

基 準 値: y =-240log (x) +820 以下 y:目安 (kg-CO₂/t-焼却ごみ)、x:処理能力(t) 算出基準:基準値に対する削減率=1-(入札参加者の排出量÷基準値)

評価段階	二酸化炭素排出量	基準値に対する 削減率 (%)	評価率(%)
A	定量化限度值(310kg-CO ₂ /t)	10.0以上	100
В		7.5以上10.0未満	75
С		5.0以上7.5未満	50
D	_	2.5 以上 5.0 未満	25
E	基準値(345 kg-CO ₂ /t)	2.5 未満	0

第5表 エネルギー同収率の評価方法

214 - 21	
審查項目	エネルギー回収率
安木 上沿	

エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルの「ごみ焼却施設のエネルギー回収率(発電 効率+熱利用率)」に沿って算出して基準値及び定量化限度値を設ける。

循環型社会形成推進交付金の交付要件となっている、100 t 以下の施設によるエネルギー回収 率の 10.0%を基準値として設定する。定量化限度値は、100 t 以下の高効率発電施設のエネルギ 一回収率の15.5%を設定する。

定量化限度値以上の提案したものに評価率 100%を付与し、11.4%以上 12.8%未満を提案した 者は25%を付与する。

基準値に対するエネルギー回収率は小数第3位を四捨五入した値とする。なお、提案するエネ ルギー回収率は基準ごみにおける年間平均の値とする。

算出基準:エネルギー回収率=入札参加者のエネルギー回収率

評価段階	エネルギー回収率 (%)		評価率(%)
A	定量化限度值(15.5)	15.5以上	100
В	_	14.1以上15.5未満	75
С	_	12.8以上14.1未満	50
D	_	11.4以上12.8未満	25
Е	基準値(10.0)	10.0以上11.4未満	0

第6表 セメント原料化費用の評価方法

審查項目	セメント原料化費用
------	-----------

審査方法

2017 年度及び 2018 年度に宇城クリーンセンターで発生した焼却灰量及び飛灰量を基に基準値及び定量化限度値を設ける。

基準値は2017年度及び2018年度に発生した宇城クリーンセンターで発生した焼却灰及び飛灰の割合を基に2024年度焼却灰及び飛灰を全量セメント原料化したと想定した金額の101,285千円/年と設定する。

定量限度値は、基準値に対して40%削減した60,771千円/年と設定する。

定量化限度値(101, 285 千円/年)以上の提案したものに評価率100%を付与し、10%以上20% 未満を提案した者は25%を付与する。

基準値に対するセメント原料化費用は小数第3位を四捨五入した値とする。なお、提案するセメント原料化費用は基準ごみにおける年間平均の値とする。

算出基準:セメント原料化費用=34,000(円/焼却灰t)×参加者の焼却灰発生量(t/年)+61,000(円/飛灰t)×参加者の飛灰発生量(t/年)

評価段階	セメント原料化費用 (千円/年)	基準値に対する 削減率 (%)	評価率(%)
A	定量化限度值 (60,771)	40 以上	100
В		30 以上 40 未満	75
С		20 以上 30 未満	50
D	_	10 以上 20 未満	25
Е	基準値(101, 285)	10 未満	0

7) 入札価格の評価方法

入札書に記載された入札価格について、次の算定式により点数を算出し評価点を算出する。

また、価格評価点は400点とする。

第7表 入札価格の評価方法

審查項目: 入札価格

審查方法

価格評価点 400 点のうち、建設費の価格配点を 180 点、運営費の価格配点を 220 点とし、建設費、運営費それぞれについて、最低入札価格を提案した者に評価率 100%を寄与する。

入札価格の評価点は小数第3位を四捨五入した値とする。

算出基準

価格評価点 = 建設費の価格評価点 + 運営費の価格評価点

建設費の価格評価点=(最低入札価格÷入札参加者の入札価格)²×建設費の価格配点[180 点] 運営費の価格評価点=(最低入札価格÷入札参加者の入札価格)²×運営費の価格配点[220 点]

8)総合評価点数の算出方法

提案書類の特定要求事項の内容に関する審査項目ごとの評価点の計及び入札価格の評価 点を合計したものを総合評価点数とする。

総合評価点数 = 提案書類の特定要求事項の評価点 + 入札価格の評価点

7 落札者の決定

広域連合長は、総合評価委員会による優秀提案者の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。